# 省　令

## ○厚生労働省令第二十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十三第一項及び第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十四年三月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　指定地域移行支援の事業の人員及び運営に関する基準
第一節　基本方針（第二条）
第二節　人員に関する基準（第三条・第四条）
第三節　運営に関する基準（第五条―第三十八条）
第三章　指定地域定着支援の事業の人員及び運営に関する基準
第一節　基本方針（第三十九条）
第二節　人員に関する基準（第四十条）
第三節　運営に関する基準（第四十一条―第四十五条）
附則

### 第一章　総則

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　利用者　地域相談支援を利用する障害者をいう。

二　障害者支援施設等　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第十二項に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設をいう。

三　地域相談支援給付決定障害者　法第五条第二十二項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。

四　指定障害福祉サービス事業者等　法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。

五　地域相談支援給付決定　法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定をいう。

六　地域相談支援給付決定の有効期間　法第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間をいう。

七　指定一般相談支援事業者　法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。

八　指定地域相談支援　法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。

九　指定地域移行支援　指定地域相談支援のうち地域移行支援であるものをいう。

十　指定地域定着支援　指定地域相談支援のうち地域定着支援であるものをいう。

十一　指定特定相談支援事業者　法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。

十二　法定代理受領　法第五十一条の十四第四項の規定により地域相談支援給付決定障害者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定地域相談支援に要した費用の額の全部又は一部を指定一般相談支援事業者が受けることをいう。

### 第二章　指定地域移行支援の事業の人員及び運営に関する基準

#### 第一節　基本方針

**第二条**　指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

2　指定地域移行支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われるものでなければならない。

3　指定地域移行支援の事業を行う指定一般相談支援事業者（以下この章において「指定地域移行支援事業者」という。）は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### 第二節　人員に関する基準

（従業者）

**第三条**　指定地域移行支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所（法第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所をいう。）（以下この章において「指定地域移行支援事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する者（以下「指定地域移行支援従事者」という。）を置かなければならない。ただし、指定地域移行支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2　指定地域移行支援従事者のうち一人以上は、相談支援専門員（指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）でなければならない。

（管理者）

**第四条**　指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

#### 第三節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

**第五条**　指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域移行支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者（以下「利用申込者」という。）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第二十七条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域移行支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2　指定地域移行支援事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約内容の報告等）

**第六条**　指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

（提供拒否の禁止）

**第七条**　指定地域移行支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域移行支援の提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

**第八条**　指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

**第九条**　指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定地域移行支援事業所が通常時に指定地域移行支援を提供する地域をいう。第十七条第二項及び第二十七条第五号において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域移行支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

**第十条**　指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証（法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支援受給者証をいう。）によって、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量（同条第七項に規定する地域相談支援給付量をいう。）等を確かめるものとする。

（地域相談支援給付決定の申請に係る援助）

**第十一条**　指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2　指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行わなければならない。